

青森県報

号外第七十一号

令和三年
七月二十六日
(月曜日)

目 次

規 則

○青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則
則……………(環境政策課) ……

規 則

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

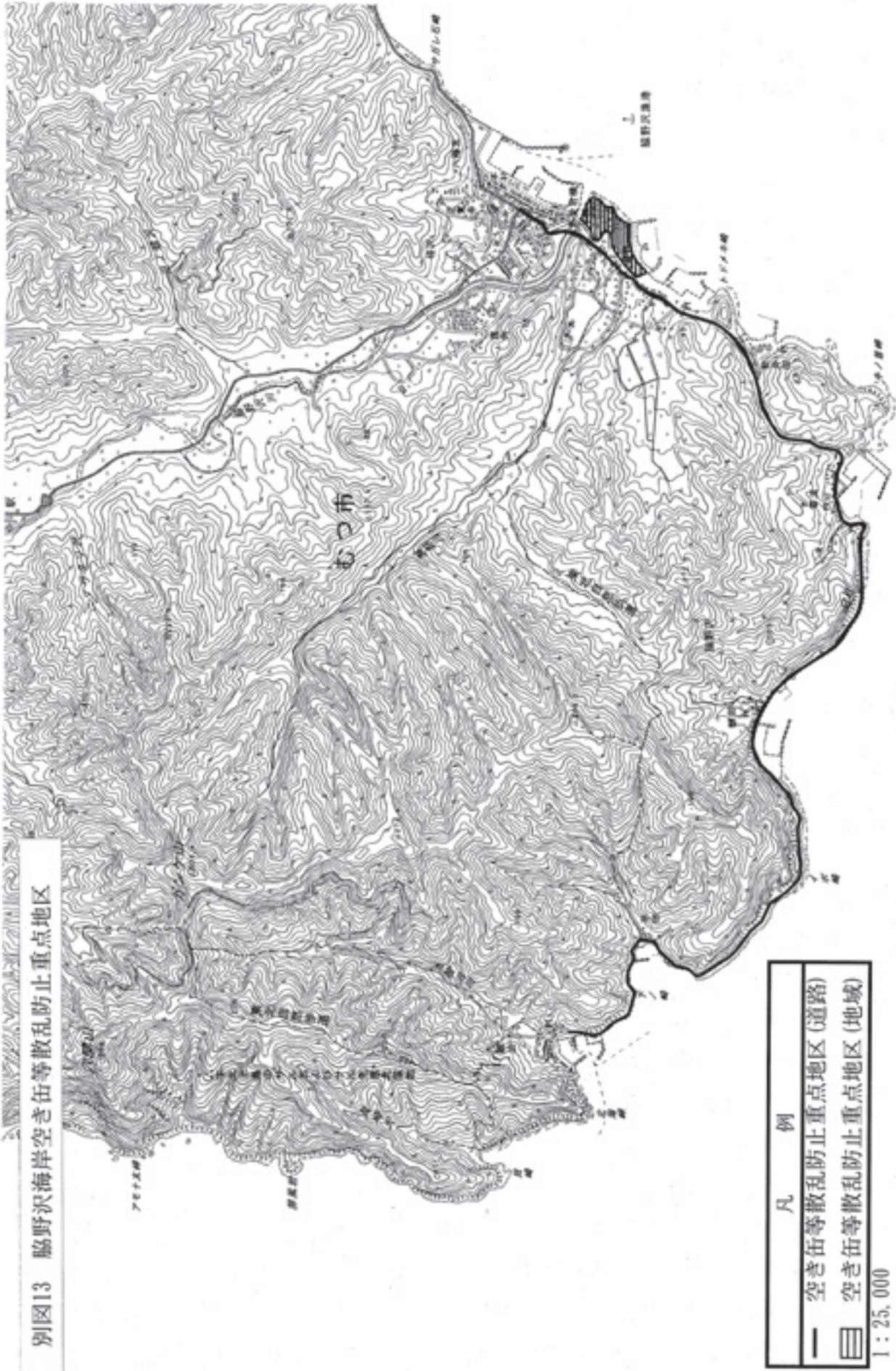
青森県規則第二十九号

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則(平成十年三月青森県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表十三湖中島空き缶等散乱防止重点地区の項中「十三湖駐車場(同市十三五月女港十五)」を「同市十三五月女港十五」に、「十三湖駐車場」を「同地域」に改め、同表脇野沢海岸空き缶等散乱防止重点地区の項中「むつ市脇野沢海づり公園条例(平成十七年むつ市条例第五十一号)第二条に規定するむつ市脇野沢海づり公園(同市脇野沢瀬野川目地内)の地域」を削り、「同地内」を「同市脇野沢瀬野川目地内」に改め、「県道九艘泊脇野沢線」の下に「(同市脇野沢九艘泊四一四の二地先から終点までの区間に限る。)」を加え、同表夏泊半島空き缶等散乱防止重点地区の項中

「から」の下に「同町大字茂浦字馬屋尻三の一までの区間及び同大字下田二〇の三から」を、「限る。」の下に「及び町道浦田茂浦線」を加え、同表白神山地赤石空き缶等散乱防止重点地区の項中「ミニ白神」を「白神の森遊山道」に改め、同表権現崎空き缶等散乱防止重点地区の項を削り、同表大間崎空き缶等散乱防止重点地区の項中「別図26」を「別図25」に改め、同表尻屋崎空き缶等散乱防止重点地区の項中「別図27」を「別図26」に改め、同表下風呂空き缶等散乱防止重点地区の項中「別図28」を「別図27」に改め、同表仏ヶ浦空き缶等散乱防止重点地区の項中「下北郡佐井村大字長後字縫道石国有林三一五林班及び三一六林班」を「下北郡佐井村大字長後字縫道石国有林二三一五林班及び二三一六林班」に、「別図29」を「別図28」に改め、同表三戸城山公園空き缶等散乱防止重点地区の項中「別図30」を「別図29」に改める。別図13を次のように改める。



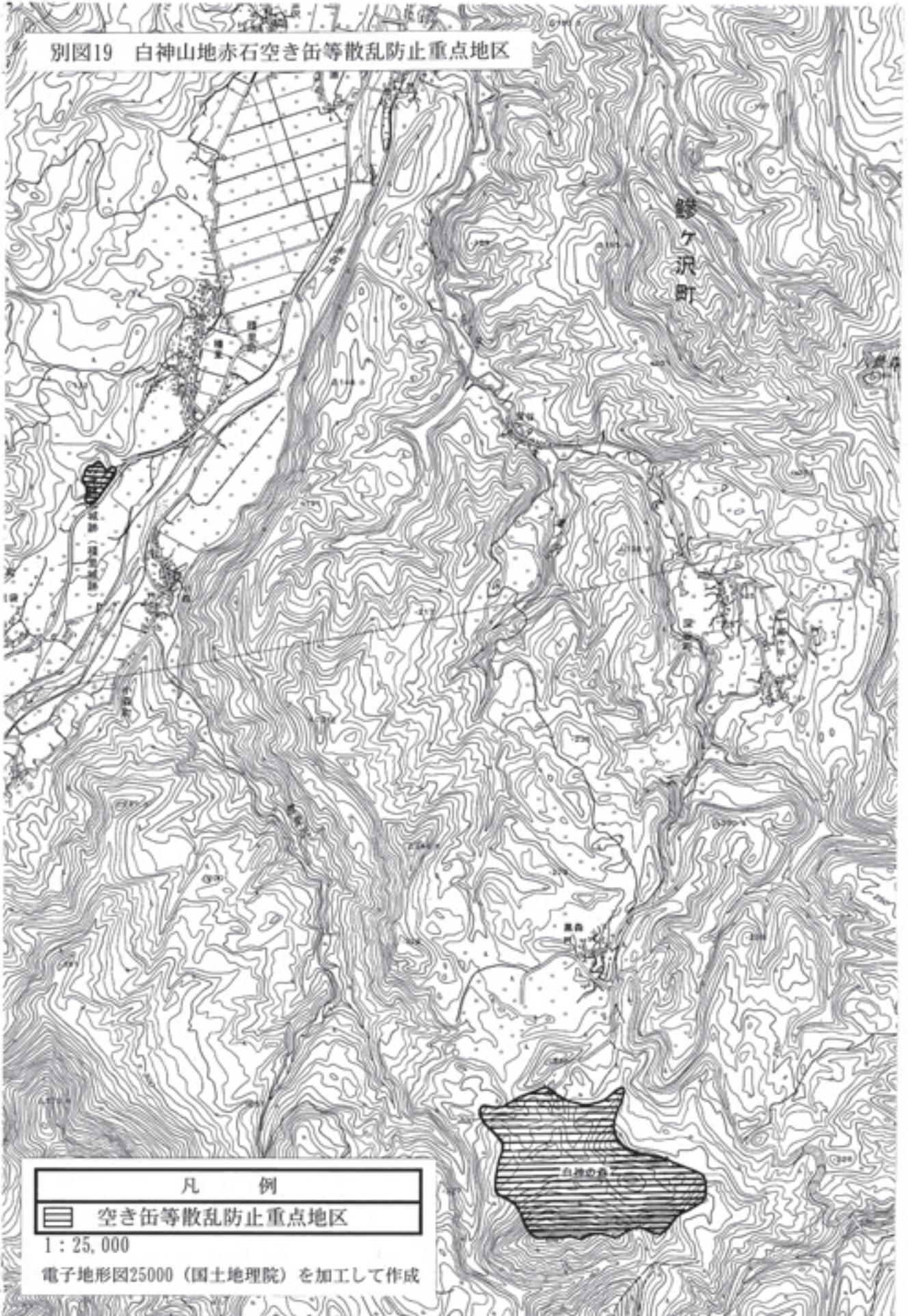
別図15を次のように改める。

別図15 夏泊半島空き缶等散乱防止重点地区



別図19を次のように改める。

別図19 白神山地赤石空き缶等散乱防止重点地区



別図25を削り、別図26を別図25とし、別図27を別図26とし、別図28を別図27とし、別図29を別図28とし、別図30を別図29とする。

附 則

- 1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円